

## 「公共工事設計労務単価（平成29年3月1日改定）」の運用に係る特例措置について

### 第1 措置の概要

「公共工事設計労務単価（平成29年3月1日改定）」（以下、「新労務単価」という。）の決定に伴い、第2に定める工事の受注者は、工事請負契約書第57条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができるとしている。

### 第2 具体的な取り扱い

（1）平成29年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、「公共工事設計労務単価（平成28年2月1日から適用）」を適用して予定価格を算出しているものについては、次の方針により算出された請負代金額に変更契約を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及びkは、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

（2）平成29年3月1日より前に契約を締結した工事のうち、同日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」1（1）及び2から8まで（4（3）を除く。）の規定を準用するものとする。

### 第3 その他

落札者決定通知後の工事にあっては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の工事にあっては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。